

## 第 35 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 6 月 23 日（金）午前 9 時 30 分から 10 時 39 分
2. 開催場所 研修センター 1 階東側会議室
3. 出席委員

会長	5 番	戸石 助美			
会長職務代理	7 番	石堂 かよ子			
委員	1 番	寺田 誠	3 番	中里 安男	
	4 番	古市 道則	6 番	中峰 義哉	
	8 番	西田 暁	9 番	高田 照美	
	10 番	白川 秋信	12 番	小山 重和	
4. 欠席委員 2 番 池亀 昭次
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名
  - 第 2 議案協議
    - 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 13 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について
    - 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 29 年度第 35 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について
    - 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
    - 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨を通知することの承認について
    - 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	古市 義朗
農地振興係長	河野 彰子
農地振興係主任	日高 隆一郎
7. 会議の概要

事務局 開会を前に、本日の欠席届が会長に出ておりますので報告いたします。  
議席番号 2 番、池亀委員が欠席であります。

事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 長 ただ今から、第 35 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。(議席番号) 12 番、小山 重和 委員。1 番、寺田 誠 委員を指名します。

議長 長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 24 年度第 13 号農用地利用集積計画書の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。

なお、整理番号 1 番・8 番において、石堂委員が農業委員会法第 31 条第 1 項 議事参与の制限に該当することになりますので、石堂委員の退席を求めます。

(石堂 かよ子 委員、退場)

議長 長 それでは、事務局より議案第 1 号 整理番号 1 番・8 番の説明を先にお願ひします。河野係長。

事務局 議案第 1 号について説明いたします。

議案第 1 号は、農用地利用集積計画の一部変更(賃借権 10 件の内 2 件)について承認を求めるものでございます。

資料は 2 ページをお開きください。

整理番号 1 番。平成 24 年度第 13 号にて承認されました、平成 24 年 11 月 30 日付け公告の一部変更について、貸す人・A。借る人・B の案件であります。

整理番号 8 番。平成 26 年度第 8 号にて承認されました、平成 27 年 3 月 31 日付け公告の一部変更について、貸す人・C、借る人・B の案件であります。

3 ページをお開きください、農用地利用集積変更計画総括表になります。

1 番上になりますが、平成 24 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日の 5 年間を設定期間とする、田 ●●㎡ を平成 29 年 4 月 30 日に合意解約、理由は農地中間管理事業へ載せ替えのため、合意解約するものでございます。

整理番号 8 番につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日の 5 年間を設定期間とする、田 ●●㎡ を平成 29 年 4 月 30 日に合意解約、同じく理由は農地中間管理事業へ載せ替えのため、合意解約するものでございます。

資料 4 ページをお開きください。変更計画内訳書の整理番号 1 番について説明します。

利用権設定をする者は、南種子町○○××番地 A、利用権設定を受け

る者は、南種子町〇〇××番地 B。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番 外5筆。

現況地目は 田、全体面積は ●●m<sup>2</sup> であります。

取消しの理由については、農地中間管理事業へ載せ替えのため、合意解約するものです。

整理番号8番について説明します。

利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 C、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 B。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番 外2筆。

現況地目は 田、全体面積は ●●m<sup>2</sup> であります。

取消しの理由については、農地中間管理事業へ載せ替えのため、合意解約するものです。

資料6ページ・13ページに、合意解約通知書を添付しておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、承認を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議 長 ありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号1番・8番については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号 整理番号1番・8番については、原案のとおり決定いたしました。

石堂委員の入場を求めます。

(石堂 かよ子 委員、入場)

議 長 引き続き議案第1号、整理番号1番・8番以外の説明をお願いします。  
河野係長。

事 務 局 議案第1号について説明いたします。

議案第1号は、農用地利用集積計画の一部変更（賃借権10件の内残り8件）について承認を求めるとでございます。

資料は2ページになります。

平成24年度第16号にて承認されました、平成25年1月31日付け公告の一部変更について、貸す人・D。借る人・Eの案件 外7件でございます。

3ページは農用地利用集積変更計画総括表になります。

平成25年2月1日から平成30年1月31日の5年間を設定期間とする、畑 ●●m<sup>2</sup> を平成29年3月31日に合意解約、理由は所有権移転のため、合意解約するものでございます。

資料4ページをお開きください。変更計画内訳書の整理番号2番以降について説明いたします。

整理番号2番及び整理番号7番について、関連がありますので説明いたします。

先ず整理番号2番。利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 D、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 E。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は 畑、面積は ●●m<sup>2</sup> であります。

整理番号7番。利用権設定する者は、南種子町〇〇××番地 D、利用権設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 F。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番。

現況地目は 畑、面積 ●●m<sup>2</sup> であります。

この南種子町〇〇字△△××番の全体面積 ●●m<sup>2</sup> を 2名の方が賃借権を設定していたところでございます。今回、整理番号2番の E氏がこの土地を購入することでD氏との話し合いがなされ、F氏の合意を得たので、利用権設定を合意解約するものでございます。

なお、整理番号9番についても所有権移転による合意解約でございます。内容については、お目通しをお願いいたします。

整理番号3番・4番・5番・6番・10番の5件は、農地中間管理事業への載せ替えのための合意解約でございます。

資料7ページから、合意解約通知書を添付しておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上、承認を求めるものでございます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
(「はい。」の声あり)

議長 はい、小山委員。  
12番委員 整理番号7番の Fさん、所有権移転のためとありますが、これは今回中間管理機構から買った訳ですか、購入した訳ですね。

議長 はい、事務局。  
事務局 えー、Fさんが購入ではなくて、整理番号2番の Eさんがこの1筆を購入するということで、Dさんが現在、利用権を設定しておりましたので、合意解約をするということになります。

12番委員 備考欄に「所有権移転のため」と書いております。  
事務局 「所有権移転」は、Eさんに所有権移転がされるということで、理由として記載しております。

12番委員 はい、分かりました。  
議長 はい、ほかにありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号 整理番号1番・8番以外の案件については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第1号 整理番号1番・8番以外の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成29年度第35号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。

なお、整理番号21番において、石堂委員が農業委員会法第31条第1項議事参与の制限に該当することになりますので、石堂委員の退席を求めます。

(石堂 かよ子 委員、退場)

議長 それでは、事務局より議案第2号 整理番号21番の説明を先にお願いたします。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農用地利用集積計画の承認について、平成29年6月30日を公告日とする農用地利用集積計画(農地中間管理権34件の内1件)を定めたいので承認を求めます。

まず、農地中間管理権34件の内、1件について定めたいので承認を求めます。

資料24ページをお開きください。農地中間管理権の総括表でございます。

公告日は平成29年6月30日で、期間の始期を平成29年8月1日から終期が平成39年7月31日の10年間存続が1件で、田の面積が●●㎡の内、●●㎡の申請であります。

28ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

貸す人が南種子町○○××番地 B で、借る人は鹿児島県地域振興公社でございます。

土地の所在は、○○字△△××番 外10筆。

面積は●●㎡で10年間の設定となっております。

なお、個別の資料については63ページ・64ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めます。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。  
議長 質疑ありませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号 整理番号21番については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成です。原案どおり決定いたします。議案第2号 整理番号21番については、原案のとおり決定いたしました。石堂委員の入場を求めます。  
(石堂 かよ子 委員、入場)

議長 引き続き議案第2号 整理番号21番以外の説明をお願いいたします。  
河野係長。

事務局 議案第2号についてご説明いたします。

議案第2号は、農用地利用集積計画の承認について、平成29年6月30日を公告日とする農用地利用集積計画（賃借権2件・農地中間管理権34件の内、残り33件・所有権移転2件）を定めたいので承認を求めるものでございます。

資料19ページをお開きください。利用権設定の総括表です。

公告日は平成29年6月30日で、期間の始期を平成29年7月1日から終期が平成34年6月30日の5年間存続が2件で、畑の面積が●●㎡の申請であります。

20ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

貸す人が南種子町○○××番地 G で、借る人は南種子町○○××番地 H です。

土地の所在は、南種子町○○字△△××番 1筆。

面積は●●㎡、スナップエンドウ作付けで、賃借料口座振り込みで〇〇円、5年間の新規設定となっております。

整理番号2番については、お目通しをお願いします。

賃借権2件の全体面積は、畑3筆、●●㎡になります。

なお、個別の資料については21ページから添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者（借る人）は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局 続いて資料24ページをお開きください。農地中間管理権の総括表です。

公告日は平成29年6月30日で、上段が期間の始期を平成29年8月1日から終期が平成34年7月31日の5年間存続が8件で、田●●㎡、畑が●●㎡の申請であります。

下段が期間の始期を平成29年8月1日から終期が平成39年7月31日の10年間存続が25件で、田●●㎡、畑●●㎡の申請であります。

25 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

利用権設定を受ける者が、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 で、利用権設定をする者は、南種子町〇〇××番地 I 外 32 名 の方でございます。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外 2 筆。

面積は ●●㎡ で 5 年間の設定となっております。

整理番号 2 番以降につきましては、お目通しをお願いいたします。

なお、個別の資料については 31 ページから 78 ページに添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上 33 件の利用権設定を受ける者は、経営規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資すると認められ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続いて資料 79 ページをお開きください。所有権移転の総括表です。

先ず、今回の所有権移転については、地域振興公社が行う農地売買事業を取り入れて行っております。

農地売買事業については、鹿児島県地域振興公社が規模縮小希望農家等から農地を買入れ、一定期間保有した後、担い手に売り渡す事業でございます。

売り手農家と規模拡大農家（担い手農家）と農業委員会及び地域振興公社が事前に調整を行い、農地の買入れや売り渡しの手続きを行う事業のことをいいます。

今回は、鹿児島県地域振興公社が買入れる事案であります。公告日は平成 29 年 6 月 30 日、対価の支払いが平成 29 年 7 月 13 日・引渡時期が平成 29 年 7 月 13 日で、畑が ●●㎡ であります。

80 ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。

整理番号 1 番。所有権移転をする者は、南種子町〇〇××番地 J・76 歳、経営面積 ●●㎡。所有権移転を受ける者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 であります。

土地の所在は、〇〇字△△××番 外 1 筆で、合計面積が ●●㎡ であります。所有権の移転で、権利の内容は、さとうきびで 売買で 対価 〇〇円 です。

整理番号 2 番。所有権移転をする者は、南種子町〇〇××番地 D・76 歳、経営面積 ●●㎡。所有権移転を受ける者は 公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 であります。

土地の所在は、〇〇字△△××番、面積が ●●㎡ の所有権の移転で権利の内容は、牧草で 売買で対価 〇〇円 です。

申請の内容は以上であります。

個人の同意書など関係資料は 81 ページから添付してあります。お目通しをお願いいたします。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、承認を求めるものです。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長 はい、高田委員。

9 番委員

少し教えてください。利用権設定、所有者から公社への関係で、賃借料の利用料について賃貸借料を相殺ということで、備考欄に農地の特記事項として書かれている案件が数件みられますが、賃借料の相殺ということは、公社から所有者への代金を支払わないということですか。

議 長 はい、事務局。

事務局

先ず説明いたします。賃借料の相殺という形で書かれているものは、いわゆる所有者が地域振興公社のほうに農地中間管理権で農地を貸し出しをし、その農地をまた本人が農地を借りるというような形で A to A の形でのことになります。なので賃借料のほうが相殺という形で、地域でまとまった形で今回地域振興公社のほうに貸し出しをするという、土地改良関係の形での事業がらみになってきております。

議 長 高田委員、分かりましたか。

9 番委員

分かりません。

議 長 その相手の地代という感じでしょうか。

事務局

地代は一旦口座に振り込むという形でとるんですけど、自分が借りるのでその分はもう払わないという形で、賃借料だけに。

9 番委員

ただ、書類上で貸し借りの契約をするだけで、賃借料は発生しないということですか。

事務局 はい。

議 長 はい、そういうことです。

議 長 はい、ほかにありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第 2 号 整理番号 21 番以外の案件については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第 2 号 整理番号 21 番以外の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）につい



て、譲渡人・K、譲受人・L 外4件 を議題にします。

事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。日高主任。

85 ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めらるもので、所有権の移転が5件です。

整理番号1番から、資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 K さん。譲受人が、南種子町〇〇××番地 L さん です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

ほかに、同字に1筆 の合計で2筆、地積合計は ●●㎡ です。

所有権移転で、売買及び経営拡大 によるものです。

この件につきましては、86 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は91 ページから添付しています。

整理番号2番。譲渡人が、千葉市花見川区〇〇—×× M さん。譲受人が、南種子町〇〇××番地 N さん です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、売買及び経営拡大 によるものです。

この件につきましては、87 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は96 ページから添付しています。

整理番号3番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 O さん。譲受人が、南種子町〇〇××番地 P さん です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

ほかに、同字に2筆 の合計で3筆、地積合計は ●●㎡ です。

所有権移転で、売買及び経営拡大 によるものです。

この件につきましては、88 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は101 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Q さん。譲受人が、南種子町〇〇××番地 R さん です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●㎡。

ほかに、大字〇〇字△△に2筆、字△△に2筆、字△△に1筆 の合計で6筆、地積合計は ●●㎡ です。

所有権移転で、贈与及び経営移譲 によるものです。

この件につきましては、89 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は106 ページから添付しています。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S さん。譲受人が、

南種子町〇〇××番地 R さん です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 田、地積は ●●m<sup>2</sup>。

ほかに、字△△に1筆 の合計で2筆、地積合計は ●●m<sup>2</sup> です。

所有権移転で、贈与及び経営移譲 によるものです。

この件につきましては、90 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は115 ページから添付しています。

以上5件につきましては、6月12日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番については、わたしのほうより説明をいたします。

5番委員 94 ページの写真を見てのとおりでございますが、K 君のお父さん、T さんが、わたしのほうが小・中学生の時に、下のほうに家があった訳ですけれども、上のほうに引っ越しをしてきまして、ここに家を建てて住んでおったんですけれども、K君の両親が亡くなりまして、K君は元々△△に家を造って住んでいた訳ですけれども、ここにU君というIターン者が来て住んでおったんですけど、〇〇のほうに住所を変えたということで、空き家になっていた訳です。

この土地、宅地から全部見たとおり、今回出たのは宅地に付いた畑でありまして、これを今回宅地共々、L さんが買うということで、家も整備して住めるような感じで綺麗にしております、ということで空き家がなくなって、人が住むということは非常に良いことです。今回出ている畑に関しても、きちんと整備をして耕作をしたいと思いますので、非常に良いことではないかと思えます。

慎重なご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 長 整理番号2番、中里委員。

3番委員 整理番号2番。譲渡人・M、譲受人・N の案件を簡単に説明します。申請されたこの土地は、20 数年ぐらい前にほぼ原野化していた農地をNさんが借り受け、本人の許可を得て重機で整地し、さとうきび・甘しょを作付していましたが、5年前にシキミの作付けをし、既に生産をしている土地であります。

今回、Mさんのほうから売買の相談があり、Nさんもシキミを作付けしていることから快く受け入れ、売買による所有権の移転であります。Nさんは現在、兼業農家であります。退職後は農業に専念し経営拡大を図っていく考えですので、何の問題もないと思えます。

皆様のご理解をよろしく申し上げます。

議長 長 整理番号3番・4番・5番、白川委員。

10 番委員 整理番号3番について、説明いたします。Pさんは、〇〇△△に住んでますが、奥さんが△△の方で、Pさんは水稻とさとうきびの経営をしているんですが、経営拡大を考えているということで、Oさんから購入するというので、この田んぼの下の方にPさんの奥さんのお母さんが作っている田んぼがあるんですけど、集積ということで、Oさんからこの田んぼを買うということで、よろしくお願いします。

それから4番・5番ですけども、QさんとSさんは夫婦であります。で、RさんはQさんの娘さんでありまして、〇〇のほうで今働いているんですけど、Qさんも85歳ということで、経営移譲による移転をしたいということで贈与、Rさんに名義を変更するというようなことで、よろしく願いいたします。以上です。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第3号については原案どおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認について、対象者・V外13件を議題にします。

事務局より議案第4号の説明をお願いします。河野係長。

事 務 局 議案第4号は、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨を通知することの承認についてです。

次の土地は、現地調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定をしたいので議決を求めるものでございます。

資料は121ページからになります。

整理番号1番から整理番号14番につきましては、南種子町〇〇××番地 V外13件です。

土地の所在は、〇〇字△△××番 畑 ●●㎡ 外17筆。地積合計で ●●㎡ になります。

この18筆につきましては、本人からの問い合わせ等や利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

6月12日の現地調査において会長・高田農地部長・寺田委員・白川委員・職員で現地確認をしております。

今回、提案させていただきました18筆につきましては農地への復元が困難と判断できますので議決をお願いするものでございます。

なお、今回18筆の所有者につきましては、既に亡くなっていらっしゃる

る方もいるところです。ここに記載している方は、農家台帳の所有者ということになります。

以上承認を求めるものです。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第4号については原案どおり決定いたしました。

議長 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・W、譲受人・Xを議題とします。

事務局 事務局より追加議案第5号の説明をお願いします、日高主任。

事務局 別冊の資料をお開きください。

追加議案第5号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求めるもので、転用申請が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 Xさん。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Wさん。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は宅地。現況地目は畑。地積は ●●㎡です。

転用計画としまして、工事計画は、平成29年6月から平成29年7月までの2ヶ月。

資金は、土地取得費 〇〇円・その他 〇〇円の合計 〇〇円で、全て自己資金となっています。

転用目的としましては店舗です。

転用事由の詳細としまして、「現在店舗を借りているが、今回規模拡大を図るため、申請地に店舗をかまえるもの」とのことです。

周囲の状況につきましては、東側に県道、北・南側に宅地、西側に農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして、(1)造成計画が、現状のままで利用する。(2)それに伴う被害防除策として、擁壁・緩衝地を設ける。(3)周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅2.0m程度設ける。(4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、生活雑排水は溜桝で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われ、所有権移転によるものです。

参考資料は2ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、6月12日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いし  
7番委員 ます。整理番号1番、石堂委員。

この件につきましては、ある日、息子と2人であそこを通った時に、地  
鎮祭をしたもんですから、「あれ、おかしいな」と思って一応事務局に  
連絡をして、それからの始まりの土地でございます。

XさんはIターンで、いま現在〇〇に住んでらっしゃるんですけど、そ  
こで店舗を借りてやっているんですが、Xさんも何年か前からか、この土  
地を欲しいと言って目を付けていて、言わば〇〇の区長さん、Yさんにも  
相談したり、色んな人に相談をしたところ色んな人から、そこは昔から宅  
地だから良いだろうということで、進めたらしいです。

それでも、農業委員としては現況で判断をするべきですので、長年そこ  
には唐いもを作付けしていたので、こういうことになったんですが、本人  
が現況を見に行きまして、色んなことで地元で迷惑を掛けてはいけないと  
か、排水も役場の建設課のほうにも相談したらしくて、良い方向に向かっ  
ていると思います。

あと隣の農地の所有者とか、その方たちにも色んな相談をして、地道に  
この方は開店に向けてやっていると思います。ただ、事前に着工、少し手  
を入れていますので、今のところそのまま工事を中断させている状態です。

〇〇区民としては、人口が増えるから良いかなと、魚屋さんをすること  
ですので、地元の人にもすごく良いかなという感じを受けています。

あと現地調査の次の日に、ひょっと自分がWさんとも会えず、Xさん  
とも会えずでしたので、その次の日に事務局にもお願いして13日の日に、  
また現地でXさんと会うことを約束しました。

それでその時に、色んな話をして、雨水もこんなだと側溝に流れ込むよ  
ねとか、そういう話をしながら、良い方向にXさんも改善していくとい  
うことでしたので、是非とも、皆さんよろしく願いいたします。

議長 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 長 ありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 長 はい、白川委員。

10番委員 はい、魚屋をするんですね。商売用で処理した分の汚水・排水はどう  
なるんですか。

7番委員 はい、隣りに弁当屋さんがありますけれども、あそこの隣りに小さな住

居があります。その水は前の排水路に流しているようですけれど、魚を切った後とかいうのは臭いがするというので、そこでは無理だということで建設課のほうにお願いをして大川のほうに、隣の擁壁のところにパイプを繋いで、大川に流すということでした。建設課の許可をもらっているようです。

10番委員  
議長

分かりました。  
ほかにありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長

異議がないようですので、追加議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。追加議案第5号については原案どおり決定いたしました。

議長

以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。